



毎月1回1日発行
発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)
電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦
編集委員会：津島存佐 松岡一成 宮下妙香 佐々木靖
野田徹 白石栄一 印刷所：(株)白橋



R6.10.30 茨城県土木部河川課「令和6年度 茨城県災害復旧実務講習会」に災害復旧技術専門家を講師として1名派遣

目 次

当会会長から水管理・国土保全局長へ、能登半島の被災地の視察結果を報告…………… 2

令和6年度防災セミナーを開催…………… 4

東日本大震災、あの日を忘れない…………… 7

「道路法等の一部を改正する法律案」を閣議決定…………… 9

河川入門講座(33) 地下河川—低地の都市河川の浸水対策—……………松田 芳夫…11

「災害査定の留意点」第35回 砂防災害の留意点②……………水管理・国土保全局防災課…12

協会だより 令和6年度通常理事会を開催、顧問会議を開催……………14

災害復旧技術専門家の伝達式のご紹介(近畿地方整備局)……………16

被害報告……………令和7年1月31日現在(令和6年)…17

令和7年1月31日現在(令和7年)…18

当会会長から水管理・国土保全局長へ、 能登半島の被災地の視察結果を報告



藤巻 局長 協 会長



報告の様子

当会協会長、上総副会長、野田監事及び東川災害復旧技術専門家が、昨年1月1日に発生した能登半島地震、次いで同年9月20日に発生した豪雨災害の被災地を令和6年10月17日～18日にかけて視察し、坂口茂輪島市長、泉谷満寿裕珠洲市長、大森凡世能登町長、吉村光輝穴水町長、茶谷義隆七尾市長、脇田明義同副市長、北陸地方整備局能登復興事務所杉本敦所長と面談し、意見交換等を行ったことを踏まえ、「能登半島地震および豪雨災害被災地視察を終えて」として、藤巻浩之国土交通省水管理・国土保全局長等へ報告しました。

【報告出席者】

(国土交通省)

藤巻 水管理・国土保全局長
西澤 防災課長
西田 防災課防災政策調整官
津島 防災課企画専門官

(公益社団法人全国防災協会)

協 会長
上総 副会長
野田 監事

視察の詳細は、月刊防災第906号(令和6年12月号)において詳報しているため、そちらをご参照ください。

(以下、「能登半島地震および豪雨災害被災地視察を終えて」全文)

能登半島地震および豪雨災害被災地視察を終えて

令和6年10月17日～18日にかけて、能登半島地震(同1月1日発生)および豪雨災害(同9月20日発生)の被災地を視察し、関係市町の首長等との面談および意見交換等を行った。

視察を終え、また、現政権の下、防災体制の抜本的な見直しをなされようとしている現状も踏まえての、(公社)全国防災協会会長としての所感は以下の通りである。今後の防災行政の参考となれば幸いである。

1. 避難所で施設・用具ストックの充実

被災自治体における避難所では、長時間にわたる過密状態、仮設トイレ、簡易ベッド、間仕切り、防寒対策等の不足、仮設住宅の建設の遅れなどが生じた。

地方自治体においては、いつ生起するかもわからない大災害に対して、これら避難所においてたちまち必要となる施設や用具をストックしておくことは難しく、常に生じる問題である。

来る大規模災害での避難所機能を充実するため、国は、国及び都道府県が常に、これらの施設や用具のある一定数をストックしておくような制度や仕組みを構築すべきではないか。

2. 複数の施設管理者にわたる複合的な災害の一括復旧

今回の被災状況を見ると、地震および豪雨により集落背後の山林における土砂崩れが発生し、そのために集落内を通過する幹線道路(県管理)および集落内道路(自治体管理)など、複数の施設管理者にわたる複合的な災害が随所で見られた。

早期の復旧・復興が可能となるよう、それぞれの管理者にかかわらず一括して災害復旧事業に取り組めるような制度や仕組みを構築すべきではないか。

3. 大規模災害発生時における市町村支援体制の充実

災害発生時には、基礎自治体である市町村自らが管理する河川や道路等の災害復旧事業に主体的に取り組むことが求められるが、近年では激甚な災害が頻発しており、多くの市町村ではもともと数の少ない技術職員による対応が困難となっている。

このような状況に鑑み、国土交通省においては、当協会の公益事業である「災害復旧技術専門家派遣制度」などを含め「市町村における災害復旧事業の円滑な実施のためのガイドライン」(第2稿、令和5年4月)を作成しているが、今回の能登災害でも適切に活用されたとは必ずしも言えない状況である。

大規模災害発生時における市町村支援体制の充実を図るため、同ガイドラインのさらなる普及・深化を図るとともに、民間の建設業者、建設コンサルタントを組み込んださらなる市町村支援の新たな制度や仕組みを構築すべきではないか。

4. 初動時における円滑な災害対応に資する既往資料等の活用の強化

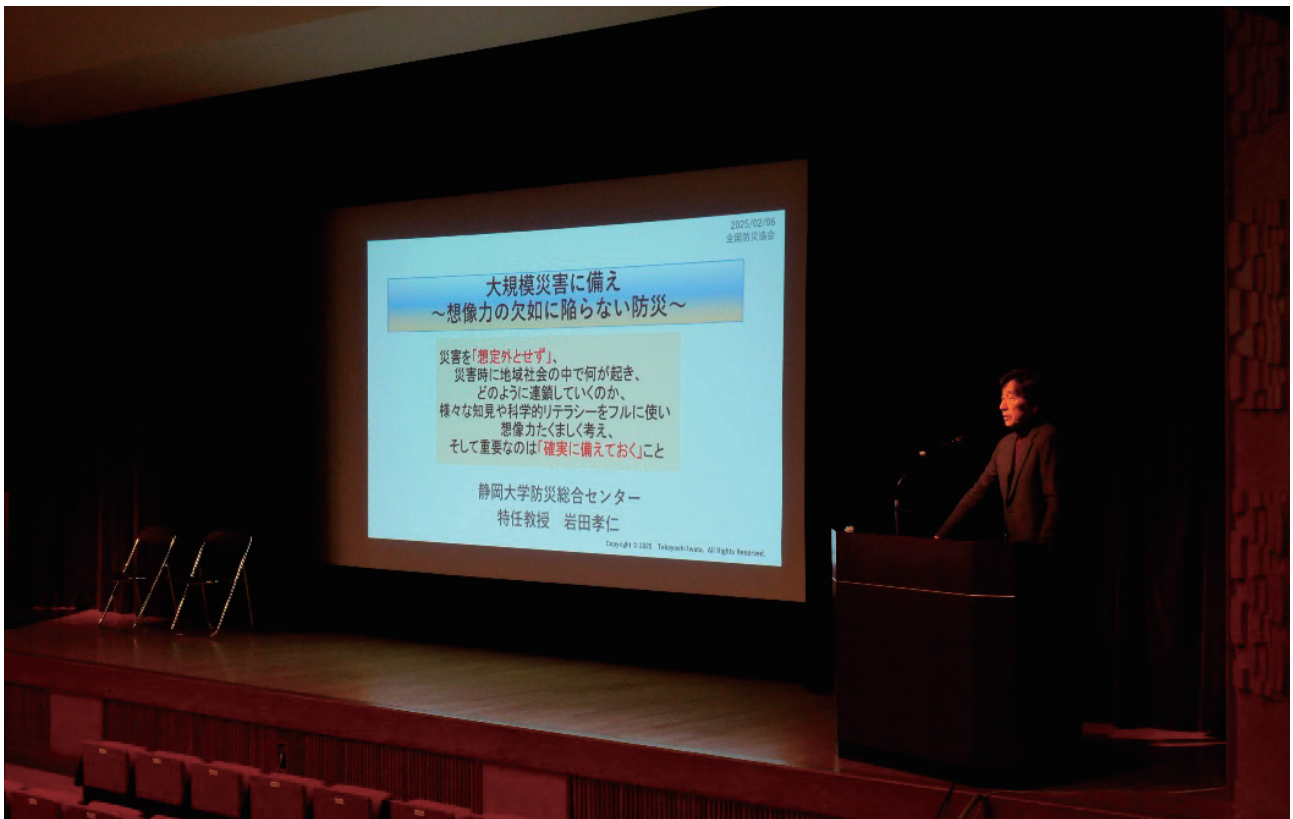
市町村においては、被災した初動時の災害対応の適否が、その後の復旧・復興の進捗等に大きく影響する。国土交通省に限らず、国ではこれまで市町村向けに、円滑な災害対応に係る方策を記載した諸資料を発出しているところであるが、改めてこれら諸資料をリストアップするなどして、様々な機会を通じこれを市町村の首長に対し情報提供することで、災害対応力のいっそうの強化を図るべきではないか。

以上

これに対し、藤巻局長からは、1から4のいずれについても、今回の能登半島の災害で顕在化した重要な課題であると認識しており、国土交通省として可能な限り積極的に対応して参りたいとお言葉をいただきました。

令和6年度 防災セミナーを開催

公益社団法人 全国防災協会



日 時：令和7年2月6日(木)

会場：東京都千代田区永田町2-16-2
星陵会館ホール

令和6年度「防災セミナー」は、令和7年2月6日(木)、星陵会館ホール（東京都千代田区永田町）において、(公社)全国防災協会の主催、(一財)北海道河川財団、(一社)東北地域づくり協会を始めとする各地方の地域づくり協会等9団体の協賛並びに国土交通省、気象庁の後援により開催しました。

本年度は、各都道府県市町村の職員の方々を始め、防災協会の賛助会員の方々、協賛された各地域づくり協会等の防災エキスパートの方々、全国防災協会の災害復旧技術専門家、建設関係企業の方々等、103名の参加を頂き、防災にかかわる最新情報について、最後までご熱心に聴講されていました。

当日は、午後1時に開会され、はじめに当協会の脇雅史会長より主催者挨拶があり、来賓としてご出席を賜りました藤巻浩之 国土交通省 水管理・国土保全局長よりご挨拶を賜りました。藤巻局長におかれましては、ご多忙中にも関わらず、防災セミナーの参加の皆様方に最新の防災行政を踏まえた挨拶を賜りましたこと、本紙をお借りして感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

本防災セミナーは、防災対策や災害復旧業務に携わる国土交通省や地方公共団体、一般企業等の関係職員、各地方の防災エキスパートや災害復旧技術専門家等に対し、今後、発生が予測される首都直下地



主催者挨拶 脇 雅史 会長

震や南海トラフ地震等による大規模災害にも備えた、防災体制等を強化するための一環として、事前対策や発生時における危機管理等のあり方及びその後の復興・復旧計画等について、高度な専門知識を有する学識経験者や専門家、行政担当者等からアドバイスをいただくことを目的に毎年開催され今回で通算40回目を迎えるものです。

今年度は、最初に、特別講演として静岡大学防災総合センターの岩田孝仁特任教授から「大規模災害に備え～想像力の欠如に陥らない防災～」と題し災害に対し想定外が生じないように想像力を駆使し、予めあらゆる対策を立てて犠牲者ゼロの防災社会の構築に向け私たちがどのように対応していくべきかを説明をいただきました。

休憩を挟み、内閣府政策統括官（防災担当）付 企画官（調査・企画担当）藤本雄介様より「最近の防災行政に関する話題について」と題し令和6年8月日向灘を震源とする地震に伴う南海トラフ地震臨時情報及び令和6年能登半島地震に係る対応について解説していただきました。

次に高知県危機管理部部長三浦謙一様より、「高



来賓挨拶 国土交通省 水管理・国土保全局 藤巻浩之 局長

知県の南海トラフ地震対策について」と題し高知県における南海トラフ地震から県民の「命を守り」、助かった「命をつなぎ」、被災後に早期に「生活を立ち上げる」ように南海トラフ地震対策行動計画を策定しているなど、高知県の主な南海トラフ地震対策についてご紹介して頂きました。

次に三重県鈴鹿市危機管理部部長西澤俊一郎様より、「地方自治体の災害対応とその課題」と題し令和6年能登半島地震における鈴鹿市の主な対応と、そこから見えた課題や、令和6年8月に初めて発表された、南海トラフ地震臨時情報発表時の、鈴鹿市の対応と課題について整理し、業務（事業）の継続や今後どう備えるのかなど、基礎自治体としての取り組みについてご紹介いただきました。

最後に、公益社団法人全国防災協会理事及び災害復旧技術専門家派遣制度運営委員の富田和久氏より災害復旧技術専門家派遣制度の概要、これまでの派遣実績及び代表的な活動事例について説明するとともに、この制度の積極的な活用を呼びかけました。

ご協力を頂いた各講師の方々、また同セミナーを受講された皆様方には、心よりお礼申し上げます。

講師紹介

「大規模災害に備え
～想像力の欠如に陥らない防災～」



静岡大学防災総合センター 特任教授 岩田孝仁様

「地方自治体の災害対応とその課題」



三重県鈴鹿市危機管理部 部長 西澤俊一郎様

「最近の防災行政に関する話題について」



内閣府政策統括官(防災担当)付
企画官(調査・企画担当) 藤本雄介様

「災害復旧技術専門家派遣制度について
～活動実績及び制度紹介～」



公益社団法人 全国防災協会 理事・災害復旧技術専門家
派遣制度運営委員 富田和久氏

「高知県の南海トラフ地震対策について」



高知県危機管理部 部長 三浦謙一様

東日本大震災、あの日を忘れない

～『震災伝承館』の情報を充実します～

令和6年11月14日 東北地方整備局

東日本大震災は、多くの人命、資産を奪い、東日本一帯に甚大な爪痕を残しました。東北地方整備局では、同じ悲劇を繰り返さないことを願い、この被災経験や教訓を後世に伝えるため、当時の写真や映像等を掲載した『震災伝承館』を平成25年3月に開設しました。

この震災伝承館には被災した市町村等のご協力のもと、約8,800点の写真や映像等の記録を掲載しておりますが、この度、報道機関・大学・国立国会図書館・海上保安庁等が所有されている当時の写真・映像とも連携し、更なる情報の充実を図ることといたしました。

利用者の皆様にとって更に使いやすい『震災伝承館』を目指すとともに、東日本大震災の教訓や今後の備えに対する理解が深まるよう、引き続き震災伝承に取り組んでまいります。

サイト名：東北地方整備局 震災伝承館

URL : <https://infra-archive311.thr.mlit.go.jp/>



(サイト更新時期)

日 時：令和6年11月17日(日)14時46分を目処
※東日本大震災（H23.3.11）から
5,000日

(新たな連携機関)

NHK	：東日本大震災アーカイブス
FNN	：3.11 忘れない FNN 東日本大震災アーカイブ
河北新報	：河北新報社震災アーカイブ
東北大学	：みちのく震録伝
東北学院大学	：ゲームで学ぶ津波防災まちづくり（工学部水工学研究室）
国立国会図書館	：ひなぎく（東日本大震災アーカイブ）
海上保安庁	：海上保安庁提供動画
国土交通省	：防災学習ポータルサイト

(概要)

- ・「震災概要」「写真」「動画」「震災遺物3D」「年表」「読みもの」等からWebサイトを構成しており、写真は転載依頼を前提に二次利用を可能としております。
- ・動画素材としても、災害の様子や対応してきたこと、施設管理用監視カメラ画像も収蔵しておりましたが、この度、海上保安庁の動画も追加します。
- ・さらに、『くしの歯作戦』等の各ミッション、『地域支援』（TEC-FORCE、リエゾン等）、インフラの『復旧・復興』の状況やプロセスを掲載しております。

現在、運用中の【東北地方整備局 震災伝承館】 ↓



動画（海上保安庁提供動画）

◆二次利用について
「動画」を二次利用する場合は、第二管区海上保安本部まで連絡してください
第二管区海上保安本部総務課総務課（宮城県仙台市青葉区9-4-1）
TEL 022-263-0111

<p>宮城海上保安庁所屬 巡視船まつしま 南鳥島相馬島沖で津波に遭遇</p> <p>宮城海上保安庁所屬の巡視船まつしまが、大津波警報を受け、南鳥島相馬島沖から緊急出陣し、沖合約5kmの海上にて撮影した津波の状況です。</p> <p>再生</p>	<p>仙台航空基地所屬ヘリコプター撮影 仙台空港へ到着する津波</p> <p>仙台航空基地所屬の航空機が撮影した仙台空港に津波が到来する様子を撮影した映像です。</p> <p>再生</p>
<p>仙台航空基地 津波撮影</p> <p>仙台航空基地にて撮影した仙台空港に津波が到来する状況です。</p> <p>再生</p>	<p>気仙沼海上保安署 津波撮影</p> <p>気仙沼海上保安署にて撮影した気仙沼に津波が到来する状況です。</p> <p>再生</p>

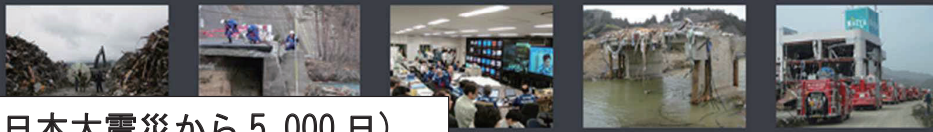
海上保安庁所有の動画を追加

2011年3月11日14時46分、東日本大震災は、多くの人命、資産を奪い、我々に大きな爪痕を残しました。過去から繰り返す津波の悲劇と、その都度建てられた津波石、先祖の代から続く陰の隙い、「二度と繰り返してはならぬ」東日本大震災は、日本の甚大な津波災害を画像・映像等で克明に記録した初めての災害と言われています。我々東北地方整備局も津波石を残した先祖達のように、同じ悲劇を繰り返さないことを願い、この震災経緯・教訓を活かすための記録を作成したものです。

明日の日本の防災力向上へ向け、皆様と一緒にこの出来事を伝承していくことを強く希望しております。

掲載の写真、映像等のコンテンツは、貴局が作成する資料等にご利用いただくことが可能です。利用する場合は「転載依頼フォーム」からご連絡ください。なお、ご利用の趣旨が、防災力の向上をめざした目的以外は、ご利用をお断りさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ピックアップ写真ライブラリ



11月17日(東日本大震災から5,000日) WEBページを追加 ↓

国土交通省 東北地方整備局
本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟
TEL : 022-225-2171

「道路法等の一部を改正する法律案」を閣議決定

～安全かつ円滑な道路交通の確保と 道路分野の脱炭素化の推進に向けて～

令和7年2月7日 道路局路政課

昨年1月に発生した令和6年能登半島地震や、市町村の技術系職員の減少、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、平時からの備えと有事における初動対応の充実、インフラ管理の担い手不足への対応、道路分野の脱炭素化の推進を図るための「道路法等の一部を改正する法律案」が、本日閣議決定されました。

1. 背 景

昨年1月に発生した令和6年能登半島地震においては、発災時における道路啓開の強化や平時からの防災活動拠点の整備、トイレコンテナ等の配備の充実の重要性が明らかになりました。また、橋、トンネル等の老朽化が進む中、担い手となる市町村の技術系職員の減少により、持続可能なインフラ管理が課題となっています。加えて、気候変動に伴い自然災害が激甚化・頻発化する中、道路分野の脱炭素化の推進が急務となっています。

2. 概 要

- (1) 令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の深化
 - ① 道路啓開計画を法定化し、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施。
 - ② 地方公共団体が管理する自動車駐車場について、災害復旧等の拠点として活用するため、国土交通大臣が必要な管理を代行することができる制度を創設。
 - ③ 被災地への出動が可能なトイレコンテナ等の平時からの配備を促進するため、その占用許可基準を緩和し、設置に対して無利子貸付制度を創設。

- (2) 持続可能なインフラマネジメントの実現
効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等を他の自治体が代行できる制度（連携協力道路制度）を創設。

(3) 道路の脱炭素化の推進

- ① 道路管理者が協働して脱炭素化を推進するため、国の道路脱炭素化基本方針に基づき、道路管理者が道路脱炭素化推進計画を策定する枠組みを導入。
- ② 脱炭素技術の活用を促進するため、道路の構造に関する原則に脱炭素化の推進等への配慮を位置づけ、計画に基づく脱炭素化に資する施設等の占用許可基準を緩和。

(4) 道路網の整備に関する基本理念の創設

道路が持続的な成長、安全・安心で豊かな国民生活、地方創生に重要な役割を果たしていることを踏まえ、効率的・効果的な整備、防災機能の確保、脱炭素化の推進等を定めた基本理念を創設。

● 道路法等の一部を改正する法律案

背景・必要性

- 令和 6 年 1 月の能登半島地震では、人命救助・ライフラインの早期復旧・孤立集落への交通確保のための**道路啓開の強化**や平時からの**防災活動拠点の整備**、**トイレコンテナ等の配備**の重要性が明らかに
 - 橋、トンネル等の老朽化が進む中、担い手となる**市町村の技術系職員の減少**により、道路の防災機能の確保も含め持続可能なインフラ管理が課題
※技術系職員数が 0 人の市区町村は全体の**約 25%**
 - 気候変動に伴い災害が激甚化・頻発化する中、**地球温暖化の影響を防止し、新たな削減目標に貢献**していくためにも、道路分野の**脱炭素化の取組**が重要
- ⇒ ① 平時からの備えと有事における初動対応の充実、② インフラ管理の担い手不足への対応、③ 道路分野における脱炭素化の推進 により、安全かつ円滑な道路交通を確保する必要

STEP1 各役所（輪島市、能登町、珠洲市）までのアクセス
STEP2 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセスを優先的に確保
STEP3 R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施



令和 6 年能登半島地震における道路啓開

※道路啓開：土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

法案の概要

1. 能登半島地震を踏まえた災害対応の深化 【道路法・特措法・財特法】

<初動対応の強化>

- **道路啓開計画を法定化**、実効性のある計画に基づいた**道路啓開を実施**（承認工事の特例の創設）

<災害時における国による機動的な支援>

- **災害時における直轄代行制度を拡充**
 - ・災害復旧等のため地方管理の自動車駐車場を活用する場合に必要な管理の代行
 - ・地方道路公社管理道路の災害復旧等の代行

<防災拠点としての自動車駐車場の機能強化>

- 平時に利用でき、災害時は被災地への出動が可能な**トイレコンテナ等の占用許可基準を緩和**、設置に対する**無利子貸付制度を創設**（予算）
- **地方管理の防災拠点自動車駐車場について、改築等を直轄代行**できる制度を創設

（平時）

- ・関係者で協議し、啓開計画を策定、定期的に見直し。実践的な訓練等を実施
- ・防災拠点となる「道の駅」の整備やトイレコンテナ等の配備促進等

（発災時）

- ・啓開計画に基づく、道路啓開の実施
- ・防災拠点となる「道の駅」の管理を国が代行
- ・トイレコンテナ等の被災地への派遣等

道路啓開計画

法定化



道路啓開のための訓練

道の駅

防災機能強化



設置作業の状況

道路啓開・災害復旧

トイレコンテナ等の被災地への派遣



2. 持続可能なインフラマネジメントの実現 【道路法】

- 市町村における技術系職員の減少等に対応し、効率的な道路管理を実現するため、道路管理者間の協議により道路の点検や修繕等々他自治体が代行できる制度（**連携協力道路制度**）を創設



近隣の市町村が連携・協力して、道路管理を実施

3. 道路の脱炭素化の推進 【道路法・特措法】

- 道路管理者が協働して脱炭素化を推進するため、国の**道路脱炭素化基本方針**に基づき、道路管理者が**道路脱炭素化推進計画**を策定する枠組みを導入
- 脱炭素技術の活用を促進するため、**道路の構造に関する原則に脱炭素化の推進等への配慮を位置づけ**、計画に基づく**脱炭素化に資する施設等の占用許可基準を緩和**



道路照明のLED化

4. 道路網の整備に関する基本理念の創設 【道路法】

- 道路が持続的な成長、安全・安心で豊かな国民生活、地方創生に重要な役割を果たしていることを踏まえ、効率的・効果的な整備、防災機能の確保、脱炭素化の推進等を定めた**基本理念を創設**

（参考）現行の目的規定：この法律は、道路網の整備を図るため、道路に関して、路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定め、もつて交通の発達に寄与し、公共の福祉を増進することを目的とする。

※上記のほか、道路法に基づく負担金等の納付時における充当処理の見直しを実施するとともに、道路整備特別措置法の令和 2 年改正の際に手当てする必要があった同法第 54 条について規定の修正並びに道路法の令和 3 年改正の際に手当てする必要があった同法第 102 条及び第 104 条について表現の適正化を行う。



太陽光発電施設の設置

【目標・効果】安全かつ円滑な道路交通の確保と道路における脱炭素化の推進

道路法に基づく道路啓開計画に位置づけられた道路啓開訓練実施率：（2024年）規定なし → （2026年）国 100%

道路照明のLED化率：（2023年度）国約 44% → （2030年度）国 100%

河川入門講座 (33)

地下河川

—低地の都市河川の浸水対策—

公益社団法人 日本河川協会 参与 松田 芳夫



地下河川、少々おどろおどろしい呼び名で、もともとは、自然の鍾乳洞の中を流れる川のことを云ったのですが、本稿では人工的な地下トンネルが河川として利用されているものを云います。

かつては水田地帯だった低湿地に、市街地が広がっている光景は全国各地の都市近郊で見られる現象ですが、東京・埼玉の東部や大阪の東部はその代表例です。

このような地域は、降雨による浸水の常襲地帯となっていることが多く、社会的問題になっています。

まず第一に、低地であることからそこを流れている河川の勾配がゆるく流下能力が小さい上に、市街化が先行して河川改修が遅れたため、河川巾が農業時代のまま小さく、拡幅工事も用地取得の困難から遅々として進みません。

少々の降雨でも洪水が流れきれず氾濫します。(外水)

第二に、地表面が低いので、そこに降った雨水の河川への排水が悪く、その場所に溜まって湛水します。

住民の側からすると浸水です。(内水)

これらへの対策は、根本的には教科書通り、河川の河道を拡大して洪水の流下能力を増やし、低地帯からはポンプで河川へ排水するという事に尽きるのですが、市街地がネックとなって用地の取得に長期間を要します。

そういう状況下で、少し離れたところに大河川や海がある場合には、そこまで新しく人工の水路を掘削して河川とする、すなわち「放水路」を設けることは、昔から行われている河川改修の方法です。

しかしながら、土地改良事業による高度化の進ん

だ農地、市街化の進んだ土地、鉄道や道路の交通網の展開など土地利用の進んだ現在では、地表に放水路を建設することは、著しく困難で莫大な費用がかかり、現実的ではありません。

ここに地下河川の考えが生まれます。

地表面ではなく、地下にトンネルを掘り、洪水を流そうとするものです。

この事を可能にしたのは、シールド工法などのトンネル掘削技術の進歩と、大きい事業費を短期間に支出できる経済力の両方の条件です。

このような状況を見て、(旧)建設省は平成7年(1995)に河川法を改正して新しく「河川立体区域」の規定を設け、河川管理者が地下河川を正式な河川として指定できることになりました。

又、平成12年(2000)に制定された「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」(いわゆる大深度地下利用法)が、深度40m以上の地下空間の利用は地上権が無くとも可能と定めたことが、河川や道路による大深度の地下利用の後押しをしています。

埼玉県南部の浸水常襲地帯の解消を図るため、低地の内水河川群から大河川の江戸川への放水を図る「首都圏外郭放水路」は、平均深度50mでトンネルの内径は10mと大きいものです。トンネルの断面積は80㎡でこれは新幹線トンネルの64㎡より広く、将来的な洪水流過流量は200㎡/sになります。

困難な用地買収と事業の長期化を避けるため、今後の傾向として地下河川は増加することと思いますが、閉鎖空間であるトンネル河川から、ポンプにより人為的に排水するシステムは欠点も潜在しており、万能でないことを忘れてはなりません。

災害査定の留意点

災害復旧事業の査定事例 (35)

～砂防災害の留意点②～

国土交通省 水管理・国土保全局 防災課

1. はじめに

今回は、砂防災害に関する災害査定を申請する上での留意点として「採択要件」について説明しました。今回は、「砂防えん堤に係る河道埋そく」や「流木対策」等について説明します。

2. 砂防えん堤に係る河道埋そくの取り扱い

砂防えん堤の計画堆砂区域内で河道埋そくが発生した場合は、「砂防えん堤の被災（又は埋没）の有無」に基づいて、以下のとおり適用できる事業が分かります。

- ・砂防えん堤の被災有：砂防災害復旧事業
- ・砂防えん堤の被災無：災害関連緊急砂防事業

表-1は、被災形態に応じて適用される工法・事業を例示したものです（令和6年災害手帳P102）。

①砂防えん堤が被災<砂防災害>

埋そく土により砂防えん堤が被災した場合は「①砂防えん堤の復旧、埋そく土の掘削」を基本としますが、兩岸の山腹が崩壊するおそれ等があり、埋そく土砂の除去が困難な場合は「③砂防えん堤の嵩上げ」、さらに被災の程度が大きく、砂防えん堤の復旧や嵩上げも困難な場合は、「②砂防えん堤の新設」が可能です。

②砂防えん堤が埋没<砂防災害>

砂防えん堤の全部又は一部が埋没し被災の確認が困難な場合は「④埋そく土の掘削等」、土砂除去が困難な場合は「③砂防えん堤の新設」が可能です。

③砂防えん堤が明らかに未災<災関緊急砂防>

砂防えん堤の被災がない場合は「災害関連緊急砂防事業」等での対応となり、「①砂防えん堤の新設」や「③砂防えん堤の嵩上げ」が可能です。ただし、「掘削のみ」は認められません。

表-1 適用事業例示図

被災形態	復旧工法・復旧事業
1. 埋そく土による砂防えん堤の被災 	①砂防えん堤の復旧、埋そく土の掘削 砂防災害復旧事業
	②砂防えん堤の新設 砂防災害復旧事業
	③砂防えん堤の嵩上げ 砂防災害復旧事業
2. 埋そく土による砂防えん堤の埋没 	④埋そく土の掘削等 砂防災害復旧事業
	③砂防えん堤の新設 砂防災害復旧事業
3. 砂防えん堤が明らかに未災 	①砂防えん堤の新設 災害関連緊急砂防事業等
	③砂防えん堤の嵩上げ 災害関連緊急砂防事業等

※砂防えん堤の埋没及び計画堆砂区域内の河道埋そくに係るもの
※災害関連緊急砂防は国土交通省水管理・国土保全局砂防部の所管である

※全ての被災形態において、えん堤の嵩上げや新設する場合の天端高は、上流からの埋そく土砂を流下させない必要最小限の高さまでとし、新たな流出土砂を見込むことはできないので注意が必要です。

○その他の留意点

計画堆砂区域内外にわたり、河道の埋そくが発生した場合は、被害の大きい区域の災害として取り扱います。また、計画堆砂区域外が主体の場合は、「河川災害」となるケースもあるので注意が必要です。

3. 流木対策

異常な天然現象により発生した流木が、人家や公共施設等に多大な被害を与え、さらに災害復旧事業として施工する砂防設備等の上流域に多量（おおむね500m³以上）の流木が滞留し、次期出水等により土砂等とともに流出して人家や公共施設等に被害を及ぼすおそれがある場合（下流おおむね1km以内に人家等）は、災害復旧として流木対策工を申請することができます。

ただし、流木対策工の配置を検討する際に、流木の除去費用と流木捕捉工の新設費用を経済的に比較し、計画する必要があります。

図-1の下線部分の施設が対象の一例です。

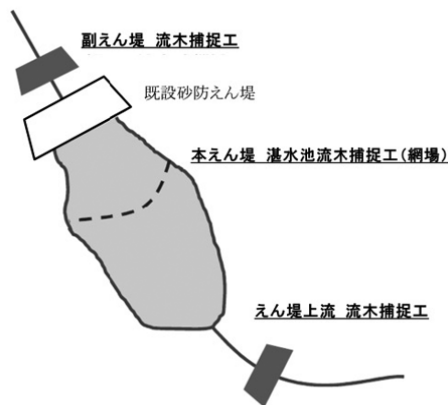


図-1 流木対策工の配置例

なお、上流域に滞留している流木量は、「流木の堆積に係る災害復旧事業の取扱いについて（平成7年4月1日事務連絡）」の算定式により以下の要領により算定します。

$$\text{算定式 } V = V_t + (V_{g1} + V_{g2}) \geq 500 \text{ m}^3$$

1 風倒木地域

$$V_t = V_{t1} \times N \times A$$

2 その他の流域

$$V_{g1} = 1,000 \times A_f \dots \dots \text{針葉樹林帯}$$

$$V_{g2} = 100 \times A_f \dots \dots \text{広葉樹林帯}$$

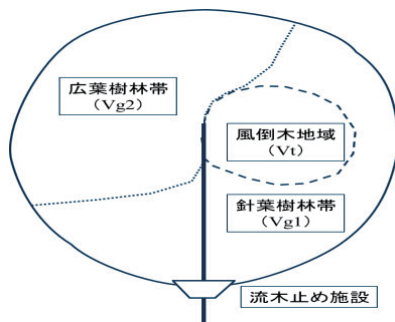


図-2 流木量算定流域イメージ

[V_{t1} : 1本当たりの材積 (m³)、N : 1 m³当たりの倒木本数 (本)、A : 風倒木被害面積 (m²)、A_f : 森林面積 (km²)]

※樹木の密度(本数)、樹高、胸高直径等については、空中写真又は現地踏査により把握する。

4. 流木の除去

異常な天然現象により河道に流出した流木や流木対策施設に堆積した流木のうち、次期出水等により被害が発生する可能性が高い場合は、以下の採択要件により除去することができます。

砂防えん堤はNG
(スリット付でもNG)

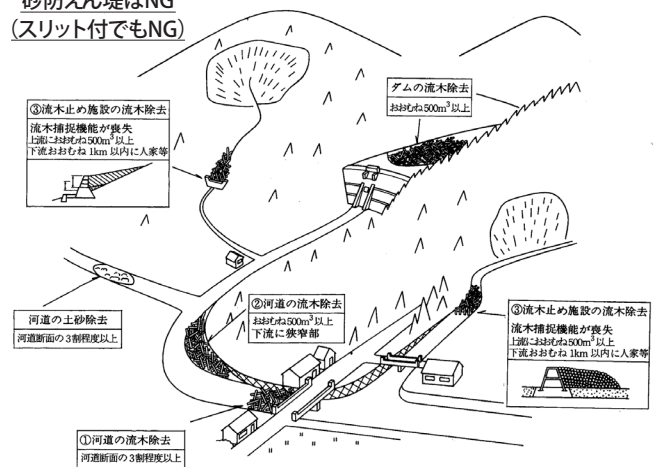


図-3 流木の除去イメージ

①、②：河道の流木除去

- ・流木が河道断面の3割程度以上埋そくした場合
- ・3割未滿であっても、流木の堆積がおおむね500m³以上かつ、下流に狭窄部がある場合

③：流木止め施設の流木除去

- ・流木が異常に堆積したため、流木捕捉機能が喪失した状態で上流域に多量の流木が滞留し、かつ、下流おおむね1km以内に人家、公共施設、農耕地等の存する地域がある場合

なお、③の場合の留意点として、砂防設備であっても流木止め施設でなければ流木除去はできないので注意が必要です。

5. おわりに

砂防災害の留意点について2回にわたり掲載しました。掲載内容を参考に早期災害復旧の一助となれば幸いです。

なお、今後新たな制度が追加となった場合は、改めてお知らせいたします。

協会だより

令和6年度第3回通常理事会開催

令和6年度第3回通常理事会が、令和7年2月28日(金)12時30分から、千代田区平河町の砂防会館別館2階「特別会議室」で開催されました。

1. 出席者

協 会長	日裏 副会長	末松 副会長※
上総 副会長	竹中 理事※	太田 理事※
田村 理事	楫野 理事※	甲村 理事
塚原 理事	富田 理事	深澤 理事
野田監事		

(注)※は zoom を使用したテレビ会議による出席

2. 審議事項

令和7年度事業計画について
 令和7年度収支予算について
 会員の入会について

会長及び副会長の職務執行の状況について(報告)
 災害復旧技術専門家派遣制度及び実績について
 (報告)

会議に先立ち、年末にご逝去なされた故足立副会長へ黙祷を捧げ、ご来賓の西澤防災課長の挨拶及び「防災行政の最近の状況」の説明、協会長の挨拶の後、議事録署名人選任、議案の説明・審議、報告等が行われ、議案はいずれも原案どおり決議されました。



故足立副会長への黙祷



西澤国土交通省防災課長あいさつ・説明



協会長あいさつ



役員の皆様



役員の皆様



テレビ会議出席役員の皆様

協会だより

令和6年度顧問会議開催

令和6年度顧問会議が、令和7年2月28日(金)10時30分から、千代田区平河町の砂防会館別館2階「特別会議室」で開催されました。

1. 出席者

協 会長	上総 副会長	佐々木 顧問
加藤 顧問	縣 顧問	藤 芳 顧問
平尾 顧問	細見 顧問	佐藤 顧問
小林 顧問※	岩田 顧問	内藤 顧問

(注)※は zoom を使用したテレビ会議による出席

2. 議 題

自由討議(自由討議の前提として次の事項を説明)

- ・令和7年度事業計画について
- ・令和7年度収支予算について
- ・災害復旧技術専門家派遣制度及び実績について

3. その他

会議に先立ち、年末にご逝去なされた故足立副会長への黙祷を捧げました。また、加藤顧問から国内外の災害事例をまとめた「自然災害カレンダー(改訂版)」のご披露がありました。



故足立副会長への黙祷



協会長あいさつ



顧問の皆様



顧問の皆様

協会だより

災害復旧技術専門家登録証伝達式

災害復旧技術専門家は国や都道府県を退職された方々で、国土交通本省防災課の災害査定官や国、都道府県等の防災担当の本庁課長級もしくは土木事務所長等の経歴を有し、災害復旧業務に長年携わり制度を熟知し災害復旧事業に関する高度な技術的知見を有する経験豊富な技術者です。災害復旧技術専門

家に登録するには、ご本人からの申請と在職していた国や都道府県の災害担当部局からの推薦に基づき審査し認定登録しています。登録証等は推薦機関よりご本人に伝達していただいております。今回、令和6年10月31日付で登録となった近畿地方整備局OBの方への登録証伝達式の様子をご紹介します。

近畿地方整備局

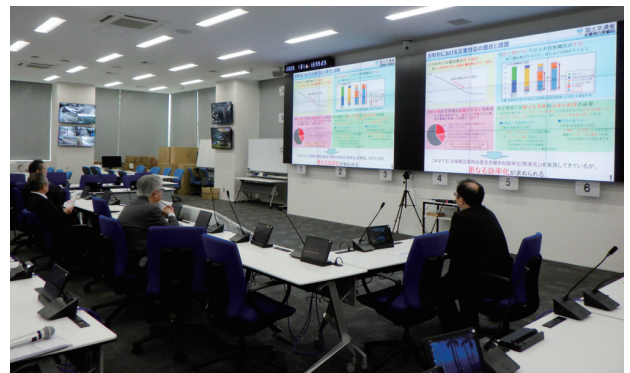
○平成7年1月31日

統括防災官矢野則弘様から峯川繁氏（㈱鴻池組大阪本店）、幅岸修一氏（㈱ティーネットジャパン大阪支社）、今西秀樹氏（(一社)近畿建設協会）、久内伸夫氏（欠席）（(一財)日本建設情報総合センター 近畿センター）に登録証を伝達していただきました。

近畿地方整備局から、総括防災調整官森本和寛様、災害対策マネジメント室長太田衛司様に立ち会っていただきました。その後、災害対策マネジメント室室長補佐石飛隆司様より「市町村における災害対応の現状と課題」と題した情報提供講演が行われました。



前列左より峯川氏、幅岸氏、今西氏



情報提供講演の様子

令和6年 発生主要異常気象別被害報告

令和7年1月31日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪 雨		地 す べ り		融 雪		地 震		梅雨前線豪雨		台 風		そ の 他		合 計		
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	
北海道	1	200,000	93	3,819,000			3	148,000							<1> 1 <1>	<37,000> 37,000 <300,000>	<1> 98 <1>	<37,000> 4,204,000 <300,000>	
岩手			7	113,500							13	427,000					1	223	8,204,886
宮城			18	875,200									1	840,000			19	1,715,200	
秋田			14	389,000	2	498,000					399	18,941,200					415	19,828,200	
山形			(2) [17]	(90,000) [2,428,962]												[1]	(2) [18]	(90,000) [2,431,962]	
福島			983	53,360,986	1	279,685										1	984	53,363,986	
栃木			3	153,249													4	432,934	
群馬			66	3,016,210													66	3,016,210	
茨城			9	271,500													9	271,500	
埼玉			[1]	[16,000]													[1]	[16,000]	
千葉			10	291,000													10	291,000	
神奈川			4	519,500									(1) [1]	(9,757) [7,000]			15	1,177,500	
新潟	1	850,000	44	1,522,700	2	2,600,000											22	1,002,757	
富山																	22	<1,183,000>	
石川			[22]	[3,225,375]													(5) [10]	(40,000) [1,219,340]	
福井			28	1,239,000													90	7,359,706	
山梨			13	1,458,000													<32> (14) [96]	<4,498,000> (585,914) [13,381,585]	
長野			50	1,191,000													413	35,803,173	
岐阜			75	2,871,487	1	300,000											<451> (52)	<77,631,697> (7,394,810)	
静岡			61	4,157,600	4	873,000											[355]	[154,080,964]	
愛知			23	903,000													5,909	894,390,215	
三重			5	258,504													<1> (1)	<60,000> (6,000)	
滋賀			6	151,000													[2]	[220,000]	
京都			31	451,000													15	1,277,500	
大阪			1	10,000													3	61,000	
兵庫			19	371,000													13	1,458,000	
奈良			6	111,000	1	1,100,000											3	61,000	
和歌山			<1>	<5,000>													(1)	(9,900)	
鳥取			40	2,012,100	6	3,060,000											1	9,900	
島根			<1>	<1,987>													1	9,900	
岡山			24	863,987	4	774,856											11	18,000	
広島			119	1,278,800	2	2,445,000											42	2,237,500	
山口			44	322,601													62	3,541,000	
徳島			192	2,636,741	1	50,000											99	2,183,039	
香川			[1]	[20,000]													[2]	[51,332]	
愛媛			47	1,026,000													99	2,183,039	
高知			14	231,500	1	300,000											6	151,000	
福岡			9	267,000													6	151,000	
佐賀			88	1,139,300	1	150,000											105	2,452,581	
長崎			62	1,870,400													6	151,000	
熊本			[1]	[43,000]													6	151,000	
大分			36	1,029,500	1	250,000											105	2,452,581	
宮崎			22	167,900	2	281,000											6	151,000	
鹿児島			58	1,578,500	2	750,000											35	525,500	
沖縄			29	639,075	3	570,000											1	10,000	
新潟			10	320,060													35	525,500	
静岡			(1) [1]	(30,000) [20,000]													1	10,000	
浜松			129	3,768,000	2	2,000,000											1	10,000	
北九州																	1	10,000	
補助計			<4> (4) [55]	<706,987> (160,000) [8,057,337]													<2> (1) [1]	<337,000> (9,900) [3,000]	
直轄計			48	9,555,498	40	17,275,141											134	79,309,439	
合計	2	1,050,000	3,254	465,110,319	40	17,275,141	3	148,000	6,846	1,013,471,954	1,319	52,820,379	2,098	70,062,746	9	794,205	13,571	1,620,732,744	

※上段()内書は、公團分、[]内書は、水道(令和6年4月以降)・下水道分、< >内書は、港湾・港湾に係る海岸分である。

※被害報告は、月2回(15日、月末)国土交通省HPで公表。最新は下記をクリック

http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html

令和 7 年 発生主要異常気象別被害報告

令和 7 年 1 月 31 日現在 (単位: 千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
山形					[1]	[350,000]											[1]	[350,000]
和歌山					1	350,000											1	350,000
佐賀					3	930,000											3	930,000
宮崎					1	760,000			1	80,000							1	760,000
補助計					[1]	[350,000]											[1]	[350,000]
合計					5	2,040,000			1	80,000							6	2,120,000
					5	2,040,000			1	80,000							6	2,120,000

※上段 () 内書は、公園分、[] 内書は、水道・下水道分、< >内書は、港湾・港湾に係る海岸分である。